

関根和也議員に対する懲罰動議

関根和也議員は、同議員に対する辞職勧告決議を全会一致で可決した令和7年9月19日以降も、複数回にわたり市役所窓口において、大声で怒鳴り、職員を誹謗中傷し、名誉を棄損した。

また、本事案について、令和7年11月7日には威力業務妨害の嫌疑で、さいたま地検に書類送致された。

このことについて、本日の本会議において、許可なく退席し、被害を受けた職員等に対する謝罪の念、自身の議員辞職などについて見解を問うたところ、一言の謝罪、弁明も行わず、自らが行った不当・不適切・違法な行為に対する反省・自覚が無く、議員としての説明責任を果たすことをせず、議会の品位を貶め、市民からの市議会に対する信頼を著しく失墜させた。

これは、地方自治法第129条及び三郷市議会会議規則第151条に違反することは明白である。

よって、関根和也議員に対して、懲罰を科すことを求める。